



平成26年8月発行

法人ニュース仙南

第43号
2014



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／渡邊 大助
編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／http://www.sennanho.or.jp



第6回仙南法人会「税に関する絵はがきコンクール最優秀作品(H26・2)

村田第二小学校 小山かほるさん

主な内容

新時代のパワハラ予防..... 2	● 表彰・絵はがきコンクール優秀作品一覧..... 8
大河原税務署長挨拶..... 4	● 税務署だより..... 9
事業報告..... 5	● お知らせ..... 11

新時代の

パワハラ予防

有限会社研修設計 代表取締役 池田 元



5月末日、厚労省から平成25年度の相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが2年連続トップで増加傾向にあるとの発表がありました。このことは新聞等でも大きく報道され、今やどの職場でもパワハラ問題への関心が高まっています。

パワハラとは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、肉体的な苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為を指します。

具体的には下記の6項目に分類されます。
① 暴行・傷害などの身体的な攻撃

② 暴言・侮辱・脅迫などの精神的な攻撃
③ 隔離・無視など人間関係からの切り離し

④ 不要なことや遂行不可能なことの強制
⑤ 能力経験とかけ離れた低い仕事の強制

⑥ 個(プライバシー)の侵害
この稿では、既に起きてしまった事案への対策ではなく、今後パワハラ問題を起こさないための予防策を、コーチングを応用して記します。

相手にラベルを貼らない

コーチングは、相手に自発的な行動を促すコミュニケーションスキルとして注

目を集めています。

指示命令だけで人を動かすという発想を離れて、コーチングを活用し、自主的に能力を発揮してくれるように仕向けられれば、パワハラに陥る危険は減少します。

①は、仕事に関するもの
適切な範囲に含むことはできません。

上司に足で蹴られたとか、頭を小突かれたという事例が報告されていますが、意図的に身体を攻撃することは論外であり、加害者は懲戒処分の対象となります。

問題は、激励のつもりで背中や尻を叩いたという場合も、相手が身体的攻撃と受け取るケースがあるということです。

原則として、職場においては身体的接触そのものを避けるべきです。
その点、コーチングでは、一切身体的接触を必要としません。逆に、電話を大いに活用しており、対面さえ

せずに人の行動を促すことが可能です。

②については、相談総数の7割近くを占めており、もっとも注意すべき分野として繰り返し啓蒙されています。

ところが判例をみると、「この愚図」「役立たず」「辞めてしまえ」といった悪意に満ちた発言があり、上司の資質を疑ってしまいます。コーチングでは、これを「ラベルを貼る」と呼び、極力避けます。

相手を○だと決めつけてしまうことで、自分からコミュニケーションを放棄しているからです。

特に、上司の性格が、人や物事を支配したがるコントローラータイプである場合は、部下のラベル貼りや急ぐ傾向があります。

例えば、部下がミスを犯すと、すぐに「無能者」だと判断してしまう等です。もちろん、部下のスキルが期待値よりも低かったと

しても、暴言を吐く権利は誰にもありません。

しかし、暴言とまではいえない言葉であっても、自分が貼ったラベルを相手はどう感じるかが、パワハラになるかならないかの分岐点になります。

ここでよく勘違いして言われるのが「自分がそう言われて平気かどうか」という物差しを使えというアドバイスです。これは、コーチングでは用いない発想です。

貼られたラベルに対して感じるのは、あくまで部下のマインドであって、自分ではないのです。部下にどうしてもラベル貼りが出れば、本人の承諾が必要

です。
しかし、僅かな単語で自分の人格を表現されて喜ぶ人は少ないのですから、承諾を得るのは困難でしょう。そこで、ラベル貼りすること自体の不適切さを悟って頂ければ幸いです。

問われる上司の指導力

③については、②と絡めて、上司から仲間はずれにすることを宣言されたケースが報告されていますが、これは、完全に違法です。微妙なのは、「私だけ挨拶をされない」とか、「話す口調が違う」という場合です。

これは上司の側からすると、「そのような事実はない」と言いたい時もあるでしょう。ポイントは、本人がどう感じているかです。

コーチングでは、職場の人間関係が良くなればなるほど、仕事の効率は向上すると考えます。

いわゆる、チームワークを創出できるからです。そうであれば、人間関係の強化は、上司の責任ということになります。

人間関係とは、お互いの考え方の違いを認め合った上で、連携することです。

上司は、「いま部下が職場の空気をどう感じているか」も知っておく必要があります。そのためには、率直な対話が望ましいでしょう。

対話の際には、上から視線ではなく、対等にコミュニケーションすることが大切です。

特に、「どうだ、何かあるか」という問いかけは尋問的であり、対話になっていません。

こういうときには、極力、イエスカノーかを要求するクローズド・クエストションではなく、自由に喋らせるオープン・クエストションを多用して、「何でも話して下さい」「なるほど、なるほど」「他にもあるでしょう。どんどん話して」と、相手の話を促して行きましよう。

④と⑤は、業務上の適正な指導との線引きが難しいケースがあります。こうした行為について、

何が適正範囲を超えるかは、業種や企業文化によって違いが生じます。

また行為が行われた状況や、継続的であるかどうかによっても、判断が左右される場合があるため、各企業・職場で全体の認識をそろえ、その範囲を明確にする取組みを行うことが必要とされます。

ここで問われるのは、上司の指導力です。
頑張れ！成績上げろ！給料分稼げ！という指導は繰り返されると、パワハラになります。

精神論のみで具体的な指針がないためです。
何を頑張れば良いのか、どうすれば成績が上がるのかを明らかにするのが、本当の指導です。

また、コーチングでは「給料分を稼げ」などという言い方はしません。
これは単に、上司のビジョンを押し付けているだけで、相手のモチベーショ

ンを下げる恐れが多分にあるからです。

あなたはどうなりたいのか、何を手にいきたいのか、そのためにどんな仕事をしたいのかを質問によって明確にし、あくまで部下の自立心を刺激して行動を促します。

⑥については、部下の個人情報に対して過度の関心を示さないことが大切です。その点、公私ともに交流するのが普通のことであつた時代を過去のものとして捉え、今を新時代として、今までのやり方を変える必要があるでしょう。

特に、部下が異性であるときは、不注意な発言はセクハラと捉えかねられませんが、この点、コーチングでは余計な事を聞かず、余計なことを言わず、部下が自分から話したことでも、秘密を守ることを要求された場合は、それを約束すること

を原則としています。

意図しないパワハラが生じやすいのは、上司から部下への指示命令の局面です。

部下の性格によって好ましい言い方が違うのです。
突き放すような命令口調が快いというタイプ、一緒にやろうと言われたいと力を出せないタイプ、命令の理由とその根拠を詳しく聞きたいというタイプ、頼ま

れなければ動けないというタイプ等、部下の気質はいろいろあります。
それを掌握しないで、自分がやりたいようにやっている、いつの間にかボタンの掛け違いが始まり、思わぬところで訴えられたり休まれたりするのです。

上司の立場にある方は、「最近は何でもかんでもハラスメントがと言われてしまふ」と嘆く前に、今こそパワハラ対策で他社に差をつけるチャンスだと考え、働きやすい職場環境を目指して動いて参りましょう。

(参考：厚生労働省「あかるい職場応援団」)

1. 税知識普及・納税意識高揚事業

会員及び一般に向けて税知識の普及、及び納税意識の高揚を図るため各種イベントを実施

① 納税意識の高揚等を図るため、女性部会主催により、小学生を対象とした「第6回税に関する絵はがきコンクール」を実施

- ・実施日：平成26年2月1日
- ・場 所：蔵王ロイヤルホテル
- ・応募数：304件

<p>応募状況</p>  <p>304件の応募がありました</p>	<p>選考模様</p>  <p>上手に画けていますね！</p>	<p>優秀作品選考結果です</p> 
--	--	--

② 納税意識の高揚等を図るため、青年部会・女性部会主催による租税教室を小学生を対象に実施

- ・実施日：平成26年1月15日
- ・場 所：丸森町立大内小学校 (青年部会による租税教室)
- ・実施日：平成26年2月18日
- ・場 所：大河原町立大河原小学校 (女性部会による租税教室)

<p>税金って、皆さんの生活を支えているんですよ！</p> 	<p>租税教室模様 税のクイズコーナー「クイズだぜい」や1億円の重量当てが行われ、楽しい租税教室となりました。</p>  <p>1億円だぞ すごいな！ (1億円レプリカ重量当てクイズ)</p>	<p>皆さんの給食にも税金が使われてれていますよ！</p> 
---	---	--

③ 税知識の普及等を図るため、法人税等申告説明会及び各部会、支部総会時に大河原税務署より税務研修会を実施

- ・実施日：平成26年6月19日
- ・場 所：仙南建設会館 (大河原町)
- ・講 師：及川 辰也氏 (法人課税第一部門 統括調査官)
- ・テーマ：法人税等に係る申告説明会
- ・参加者：11名
- ・実施日：平成26年5月13日～21日
- ・場 所：各部会、支部総会 (計10カ所)
- ・講 師：大河原税務署による講演
佐瀬 信一氏 (法人課税第一部門 統括国税調査官)
佐々木 治氏 (法人課税第一部門 統括上席国税調査官)
- ・テーマ：改正消費税について
- ・参加者：289名

<p>・決算申告事務 ・決算調整 ・申告調整等について説明しますと…</p>  <p>「法人税等に係る申告説明会」の講演会模様</p>	<p>・改正消費税のポイント ・印字税の変更内容等について説明しますと…</p>  <p>「改正消費税について」の講演会模様</p>
--	--



着任のあいさつ
大河原税務署長 日出山 博

大河原税務署長を拝命しました日出山と申します。この度の定期人事異動で五所川原税務署からまいりました。

出身は「宮城の明治村」と言われております登米市登米町で、仙南地方の勤務は初めてなので、大変うれしく思います。

ハイキングが趣味なので、管内のすみずみまで巡り歩きたいと考えております。どうか前任の伊藤署長同様よろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人仙南法人会は、「よき経営者を指すもの」の団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献すること」を基本方針として、税知識の普及のほか、税制・税務に関する説明会・講習会の開催、租税教育活動の実施、国税電子申告・納税(e-Tax)の普及拡大・利用促進への取り組み等、幅広い事業活動を展開されておられ、また、渡邊会長をはじめ役員及び会員の皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営に對しまして深いご理解と多大なご協力を賜っていると伺っております。

また、昨年4月には、公益社団法人に認定され、高い社会的評価と信用が確保され、より一層強固な組織として再スタートされており、私も税務行政に携わるものにとりま

でも大変心強いものとなっております。更に今年度からは、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を活用して「企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み」も開始されるということであり、企業の内部統制面や会計経理面の質的な向上が図られることは、企業にとってメリットがあることはもとより、税務署としても、適正申告につながるこの施策についてはご期待申し上げます。

研修等でのフォローもさせていただきますこととしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、国税庁においては、e-Taxの受付時間の延長など、更なる利便性の向上と、還付申告についてのインセンティブ措置を見直すなど、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取り組みを進めており、当局においても、利用件数が着実に増加しているところですが、これまでに引き続き着実に取り組んでまいります。仙南法人会の皆様におかれましては、会員法人の自体的ご利用はもちろんのこと、企業役員、従業員の方々にもご利用を働きかけていただきますよう、ご支援ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、貴会の益々のご発展と会員企業の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつといたします。



お別れのあいさつ
前大河原税務署長 伊藤 猛

昨年八月に法人会ニュース仙南(第41号)で着任のあいさつをさせていただきましたから早一年となりますが、この二度目の勤務地でありました大河原税務署を最後に四十二年余り勤務した税務の職場を去ることになりました。

公益社団法人仙南法人会の皆さまには、昨年八月の理事会でお目にかかって、役員のおさまと名刺交換させていただき、退職を迎えるに当たって、その整理をさせていただきながら着任から一年間の皆さまとの各種会合、総会等での交流を思い出しております。

思い出せば、昭和47年の採用以来、仙台北税務署を皮切りに各税務署及び仙台国税局そして仙台国税不服審判所に勤務し、主に間接税関係事務を中心として、審判事務など様々な仕事をさせていただきました。

その中で最後に故郷相馬地方と接する仙南地区を管轄する大河原税務署で勤務させていただきました、大変思い出多い一年を過ごさせていただきました。

渡邊会長をはじめ親会の皆さま、庄司部会長を先頭にパワーあふれる女性部会の皆さま、森部会長をはじめ青年部会の皆さま、そして事務局の皆さま、本当にお世話になりました。

皆さま方は「よき経営者を指すもの」の団体として税制・税務に関する説明会や講習会の開催、租税教室への講師派遣、税に関する広報活動のほか地域社会への社会貢献活動などの多方面にわたる幅広い事業活動を積極的に展開されており、その姿勢には大変心強く感じていたところです。

また、毎回のあいさつで協力のご支援をお願いいたしました国税庁の最重要課題の一つであるe-Taxの普及・拡大についても積極的に取り組んでいただきました。

お陰様で在任中の利用率も大変向上が図られました。本当にありがとうございました。

私は、これから新たな人生を歩むこととなりますが、皆さま方からいただいたご恩を忘れることなく励んでまいりたいと思っております。

そして在任中には出来なかった地区や数多い温泉場などを訪ねてみたいと思っておりますのでお会いした際には気軽に声を掛けたいだけだと思います。

最後になりましたが、公益社団法人仙南法人会の益々のご発展と会員企業の皆さま方のご繁栄を祈念申し上げます、お別れのあいさつといたします。

税務署異動状況

(転入者)	署長 日出山 博 (五所川原 署長)
管理運営・徴収部門	統括徴収官 佐々木 理加 (仙台中 特別徴収官付 連絡調整官)
個人課税第一部門	統括調査官 草刈 達也 (天曲 個人課税第一部門 統括調査官)
個人課税第二部門	統括調査官 尾形 寛 (山形 個人課税第一部門 連絡調整官)
法人課税第一部門	統括調査官 藤原 敏浩 (十和田 法人課税第一部門 統括調査官)
法人課税第二部門	統括調査官 後藤 昭公 (いわき 法人課税第二部門 統括調査官)
法人課税第一部門	統括調査官 虹川 征也 (水沢 法人課税部門 上席調査官)
(転出者)	ご勇退 署長 伊藤 猛 ご勇退 対馬 昭博 (管理運営・徴収部門 統括徴収官)
十和田 個人課税第一部門	統括調査官 佐藤 栄一郎 (個人課税第一部門 統括調査官)
仙台北 特別調査官(所得税等)	統括調査官 儀谷 賢裕 (個人課税第二部門 統括調査官)
仙台北 特別調査官(法人税等)	統括調査官 佐瀬 信一 (法人課税第一部門 統括調査官)
仙台中 特別調査官(源泉所得税)	統括調査官 菊地 幸男 (法人課税第二部門 統括調査官)
青森 法人課税第一部門	統括調査官 青森 治 (法人課税第一部門 統括上席)

3. 社会貢献事業

青年部会の社会貢献事業

- ・実施日：平成26年1月16日
- ・寄贈先：村田町教育委員会

公民館、生涯学習等の支援を目的に野外でも使用可能なワイヤレスマイク、チューナー等を寄贈



ワイヤレスマイクを活用して、屋外での地域活動に役立ててください。

青少年の健全な育成を図るため、安全なグライダー練習を目的に「GPSロガー」を寄贈



安全なグライダー訓練に役立ててください。

- ・実施日：平成26年3月31日
- ・寄贈先：(公社)宮城県航空協会

女性部会の社会貢献事業

- ・実施日：平成26年5月21日
- ・寄贈先：たてやま歯科クリニック医院

女性部会総会と合わせて、フィリピンの子供たちへの支援活動として「たてやま歯科クリニック院長」を通じて文具、玩具等の物資を寄贈



おもちゃ、文具、衣類等フィリピンの子供たちへお渡しをお願いします。

女性部会総会と合わせて、「特別養護老人ホーム仙南ジェロントピア(丸森町)」さんへタオルを寄贈



タオル200枚ですが、お年寄りの介護に、役立ててください。

- ・実施日：平成26年5月21日
- ・寄贈先：特別養護老人ホーム仙南ジェロントピア(丸森町)

4. 主な会議等

定時社員総会等について

定時社員総会、各支部総会、各支部総会が左記により行われ、平成25年度収支決算の承認及び平成26年度事業計画等の報告が滞りなく執り行われた。

区分	実施日	場所
定時社員総会	5月28日	総合会館ララ・さくら(大河原町)
青年部会総会	5月15日	舞鶴会館(白石市)
女性部会総会	5月21日	八雄館多目的ホール(丸森町)
白石支部総会	5月12日	舞鶴会館
角田支部総会	5月16日	ジュネス我妻
柴田支部総会	5月20日	サンシャイン青葉
大河原支部総会	5月13日	大河原町商工会
蔵王支部総会	5月14日	旅館三治郎
丸森支部総会	5月19日	丸森まちづくりセンター
川崎支部総会	5月16日	るぼぼかわさき
村田支部総会	5月19日	谷山松風荘
七ヶ宿支部総会	4月25日	開発センター

定時社員総会模様



(渡邊会長あいさつ)

青年部会総会模様



(森部会長あいさつ)

女性部会総会模様



(庄司部会長あいさつ)

③税知識の普及等を図るため、講演会を実施

- ・実施日：平成26年1月23日
- ・場所：和洋亭ぶざん(大河原町)
- ・講師：伊藤 猛氏(大河原税務署長)
- ・テーマ：思わず話したくなる税の話
- ・参加者：47名

- ・実施日：平成26年2月1日
- ・場所：宮城蔵王ロイヤルホテル
- ・講師：伊藤 紘徳氏(仙南法人会事務局長)
- ・テーマ：知らないと損をする税の話
- ・参加者：28名

「思わず話したくなる税の話」の講演会模様



消費税、酒税、印紙税の改正について、お話をしますと...

「知らないで損をする税の話」講演会模様



平成25年度より「相続税、贈与税、印紙税」が変更となりましたので、そのポイントについてお話をしますと...

2. 経営支援事業

企業経営の安定のために各種セミナー等を実施

【特別講演会】

各社の社員の育成を図るため、東京オリンピックを通じての人材育成方法について講演

- ・実施日：平成26年2月28日
- ・場所：和洋亭ぶざん(大河原町)
- ・講師：阿部篤志氏(仙台大学講師)
- ・テーマ：TOKYO2020は人を育てる
- ・参加者：31名

オリンピックの準備を通じて、マネジメント、リーダーシップ等の人材育成が図られます。

【記念講演会】

経営のリスク低減を図るため、具体的な手法等について、定時社員総会において記念講演

- ・実施日：平成26年5月28日
- ・場所：総合会館らら・サクラ
- ・講師：吉岡憲章氏(未来事業代表取締役)
- ・テーマ：V字回復の特効薬「100日戦争」のすすめ
- ・参加者：74名

10日で計画をたて3カ月で成果を出さなければ、会社の存続はない!

【社員教育セミナー】

経営の効率化を図るため、タブレット端末の活用事例、使い方等を指導・説明

- ・実施日：平成26年6月27日
- ・場所：大河原コミュニティセンター
- ・講師：ドコモエンジニアリング東北(株)
- ・テーマ：タブレットの役割と企業における活用事例
- ・参加者：11名

タブレット端末って意外と簡単・便利・楽しい、これなら使える!!

3. 社会貢献事業

地域社会の発展に貢献するため以下の取組を実施

青年部会の社会貢献事業

- ・なでしこ相撲大会
- ・実施日：平成26年6月27日
- ・場所：蔵王宮小学校

子供たちの健全な育成を図るため、宮城県内仙台以南の各市町村に在学する小学生を対象とした「わんぱく相撲仙南場所」に女子児童対象の「公益社団法人仙南法人会青年部会杯なでしこ相撲大会」を実施



「領収証」等に係る印紙税 の非課税範囲が変わりました

「金銭又は有価証券の受取書（領収証等）」の印紙税の非課税範囲が、次のように変わりました。

受取書の（領収証等）の受取金額が

改正前

3万円未満
は非課税
(3万円以上は課税)



平成26年4月1日以降作成分

5万円未満
は非課税
(5万円以上は課税)

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」や「レシート」のほか、請求書や納品書などに「代済」、「了」などと記入したものや、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものは、「金銭又は有価証券の受取書」に該当します。

表彰

宮城県法人連合会定時社員総会において下記の方が受賞されました

・実施日：平成26年6月16日

・場所：江陽グランドホテル

・受賞内容

全国法人会連合会長表彰

宮城県法人会連合会長表彰



大沼 毅彦さん



鈴木 正司さん



押野 隆さん



森 建人さん

第6回

「税に関する絵はがきコンクール」優秀作品

(仙南法人会女性部会主催)

10点



高橋 実生さん
(大河原小)



小山 かほるさん
(村田第二小)



我妻 優さん
(白石第一小)



横山 智子さん
(白石第一小)



渡部 花音さん
(白石第一小)



今川 綾香さん
(大河原小)



岡本 悠未来さん
(白石第一小)



今川 朋香さん
(大河原小)



高橋 りりかさん
(大河原小)



加藤 千歩さん
(前川小)

1. 平成26年度下半期事業予定

月	事業	会議等
9	・改正税法説明会 ・親善ゴルフ大会 ・女性部会研修会	・税理士会大河原支部との連絡協議会 ・青年部会役員会 ・支部会員増強運動（9月1日～12月31日）
10	・租税教室講師研修会 ・中小企業会計啓発・普及セミナー ・税に関する絵はがきパネル展示 ・支部税のPR活動 （村田・蔵王・大河原・川崎）	
11	《税を考える週間》 ・税制改正要望陳情 ・租税教室 ・仙南ひまわり会講演会 ・移動講演会 ・年末調整説明会 ・新設法人説明会 ・租税教室（11月～1月）	・広報委員会
12	・法人税申告等に係る説明会（下半期） ・女性部会冬の節電啓発活動	・総務委員会 ・青年部会役員会・研修会・全体交流会
1	・租税教室 ・大河原税務署長講演会	・理事会・合同委員会 ・広報誌発行
2	・女性部会研修会・絵はがき選考会・交流会 ・特別講演会（青年部会主催）	・女性部会役員会 ・支部事務担当者会議
3		・総務委員会 ・事業委員会 ・理事会

2. 経営情報等冊子配布のご案内

- ・小冊子を無料にて送付しますので、ご希望の方は事務局にご連絡下さい。
- ①平成26年度税制改正のあらまし
- ②決算書の数字から見える経営判断のヒント
- ③絵と図表でわかる新しい事業継承 支援制度活用のポイント
- ④会社がもらえる助成金活用のポイント平成26年度版

3. メール配信登録のお願い

- ・会員のメリット向上に向けて、税務情報、経営情報、福利厚生情報等の情報提供をメール配信により積極的にサービス提供いたしますので、メールアドレス登録をお願いします。

※「お知らせ」については、仙南法人会事務局（0224-24-5372）までお問い合わせをお願いします。

4. 会員加入勧奨のお願い

- ・会員増強期間が「9月1日から12月31日」で実施予定です。
 - ・法人会は「よき経営者を目指す」ため全国組織です。「正しい税務知識を身につけたい、もっと積極的な経営をめざしたい」そんな経営者の皆さんを支援する団体です。
- 税のオピニオンリーダーとしての活動をもとより、会員の研さんを目的とした各種の研修会や、地域に密着した地域振興、社会貢献活動等を積極的に行っております。経営者育成のための青年部会、女性部会もありますので、お知り合いの事業所までまだ会員になっていないかたがございましたら、是非ご紹介下さい。

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税が軽減されました

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書※に係る印紙税の税率が、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、**「H26.4.1～H30.3.31の税率」**欄の金額に変わりました。

※ 建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいますから、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

契約金額		H9.4.1～H26.3.31の税率	H26.4.1～H30.3.31の税率	(参考)本則税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
1万円未満		非課税	非課税	非課税
1万円以上 10万円以下	1万円以上 100万円以下	200円	※ 200円	200円
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	400円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	1千円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	2千円
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	1万円
1千万円超	5千万円以下	1万5千円	1万円	2万円
5千万円超	1億円以下	4万5千円	3万円	6万円
1億円超	5億円以下	8万円	6万円	10万円
5億円超	10億円以下	18万円	16万円	20万円
10億円超	50億円以下	36万円	32万円	40万円
50億円超		54万円	48万円	60万円

上表の「※」部分については、税率に変更はありません。

領収証等や不動産譲渡契約書等に係る印紙税の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】
また、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

あいさつ

事務局長 横田 伸二

4月より伊藤事務局長の後任として、仙南法人会の事務局運営を行うことになりました。よろしくお願ひします。

- ・生年月：昭和28年3月
- ・住まい：宮城郡利府町
- ・趣味：家庭菜園、絵画（油絵）、磯釣り、マジック



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

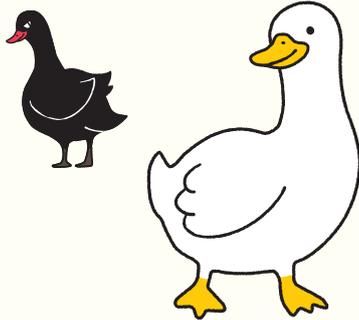
仙台支社/仙台市青葉区大町1-1-1
(大同生命仙台青葉ビル) TEL 022-221-5486

AIU AIU保険会社

仙台支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
(仙台トラストタワー23F) TEL 022-726-7551

法人会会員企業にお勤めの皆様は、
お一人からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

入院前・入院後の通院にも
ちゃんと応える医療保険



— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険
EVER

健康に不安がある方も
入りやすい医療保険



— 法人会 —

健康に不安がある人も入りやすい医療保険
もっとやさしい EVER
エヴァー

アフラックは
医療保険
契約件数 **No.1**
平成25年度「インシュアランス生命保険統計」

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

仙台総合支社
〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F
法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2014-0012-1407550 6月17日



環境に優しい植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。